

3歳未満の子を養育する旨の申出書

子が3歳になるまでに標準報酬月額が下がる場合、あるいは下がる可能性がある場合、提出することで特例が適用されます。

03 (5321) △△△△

組合員氏名	東京 花子		組合員 生年月日	昭和 平成 2年1月15日
組合員番号	12345678 (枝番) 00	基礎年金番号	1234-567890	
養育することとなった日及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください)	令和 7年 2月 1日 ① 出生 2 養子縁組 3 同居開始	左記の日の前月に加入していた実施機関が公立共済東京支部以外の場合は該当する番号を○で囲んでください。	1 都共済・地共済・国共済 2 私学共済 3 年金機構 4 公立共済の他支部	
養育の特例を開始した日及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください)	令和 8年 4月 1日 (事由が2または3の場合復職日)		1 出生等 2 育休終了 3 産休終了 4 就職 (資格取得)	
養育特例開始日以後申出日までに90日以上ある場合のみ下記の申立が必要です。該当者はチェックしてください。 養育の特例を開始した日以後申出日までに同居関係があったことを申し立てます。 <input type="checkbox"/>				
養育することとなった子	(フリガナ)	トウキョウ タロウ		
	氏名	東京 太郎		
	生年月日	令和 7年 2月 1日	性別	① 男 2 女

添付書類欄	添付書類について (提出方法に✓をつけてください) 子の個人番号 (マイナンバー) を記載するため添付を省略します。 (所属所から返却後に個人番号を記載し組合員が公立共済へ書留等で直接提出)			
	<input type="checkbox"/>	子の個人番号 (マイナンバー) を記載せず以下の書類を添付します。(所属所経由で提出)		
	<input checked="" type="checkbox"/>	いづれかにチェックしてください。 ・戸籍謄本 1 提出 ② 以下のチェックにより省略		
以下に該当する場合は、(子の個人番号を記載しなくても戸籍謄本の添付を省略できます)。 ・養育することとなった子は公立共済 (東京支部) で被扶養者として認定されています。 <input checked="" type="checkbox"/> ・養育することとなった子について育児休業保険料 (掛金) 免除・育児休業手当金を申請しました。 <input checked="" type="checkbox"/>				
組合員署名欄	上記の通り地方公務員等共済組合法第79条の規定の適用を 公立学校共済組合東京支部長 殿 令和 8年 4月 1日 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住所 東京都〇〇区〇〇〇 1-2-3 組合員 氏名 東京 花子			該当する場合はチェックをしてください。
所属所記入欄	上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和 8年 4月 1日 所属所名 〇〇立〇〇学校 所属所長職氏名 校長 公立 一郎 (公印省略) 事務担当者 共済 花子		所属所受付日欄 令和8年4月1日	

【添付書類】 ・ 戸籍謄本 ・ 住民票
(以下に子の個人番号を記載する場合はいずれも省略可能。)

受付印もしくは、受付日を記載してください。

養育することとなった子

所属所へ提出前には記載しないこと
所属所から返却後に記載し、書留等追跡可能な郵送方法で組合員が直接公立共済に提出すること

公立学校共済組合東京支部
給付貸付課年金担当
〒163-8001
東京都新宿区西新宿 2-8-1
(03-5320-6828)

【注意事項】

- ※ 子の個人番号は所属所記入欄記入後に組合員が記載してください。
- ※ 子の個人番号を記載した場合は組合員が書留等の追跡可能な郵送方法で直接公立共済に提出してください。
- ※ 個人番号による情報照会がエラーとなった場合は追加で書類を提出していただきます。
- ※ 短期組合員は年金事務所にお問合せください。 ※ 別居の場合は特例の適用を受けられません。 (令和8年1月)